

道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文目次

○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）（第一条関係）	1
○高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）（抄）（第二条関係）	33
○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第二条関係）	34
○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第三条関係）	36
○沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）（抄）（附則第四条関係）	37

改正案		現行	
<p>（管理の特例の場合の読替規定） 第一条の七 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
二	一	項	項
第十三条第四項	第十三条第三項、第十三条第一項、第五十条、第四項及び第五項	読み替える規定	読み替える規定
第一項	都道府県	読み替えられる字句	読み替えられる字句
関係都道府県	指定市	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）
第十三条第一項	指定市	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）
関係する指定市、都道府県又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。第九十四条	関係する指定市、都道府県又は指定市	関係する指定市、都道府県又は指定市	関係する指定市、都道府県又は指定市
第十三条第四項	第十三条第三項、第十三条第一項、第五十条、第四項及び第五項	読み替える規定	読み替える規定
第一項	都道府県	読み替えられる字句	読み替えられる字句
関係都道府県	指定市	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）	読み替える字句（法第十七条第一項の場合）
第十三条第一項	指定市	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）	読み替える字句（法第十七条第二項の場合）
関係する指定市、都道府県又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。第九十四条第五項において同じ。	関係する指定市、都道府県又は指定市	関係する指定市、都道府県又は指定市	関係する指定市、都道府県又は指定市

六	五	四	三	
第十九条第二項、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条第一項、第七十六条第二項	第六条第二項、第九十条第一項、第九十一条、第五十三条第一項、第五十一条、第八十九条第一項、第十五条第一項、第七項、第二十六項及び第六項、第十七条第六項	第十三条第四項、第十四条第二項	第十三条第四項、第五十三條第二項	
都道府県である	都道府県又は	都道府県の	都道府県が	
指定市である	指定市又は	指定市の	指定市が	第五項において同じ。
指定市以外の市である	指定市以外の市又は	指定市以外の市の	指定市以外の市が	
第十九条第二項、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条第一項、第七十六条第二項及び	第六条第二項、第九十条第一項、第九十一条、第五十三条第一項、第五十一条、第八十九条第一項、第十五条第一項、第七項、第二十六項及び第六項、第十七条第六項	第十三条第四項、第十九条第二項	第十三条第四項、第五十三條第二項	
都道府県である	都道府県又は	都道府県の	都道府県が	
指定市である	指定市又は	指定市の	指定市が	
指定市以外の市である	指定市以外の市又は	指定市以外の市の	指定市以外の市が	

十一	十	九	八	七	
第五十条第七項	第五十条第六項	第五十条第六項及び第七項、第五十三条第二項	第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	第十九条第三項、第十九条の二三項、第二十条第四項、第三十一条第三項	九十六条第二項及び第三項
関係都道府県	都道府県	他の都道府県	市町村	都道府県の議会に	
関係都道府県	指定市及び関係都道府県	都道府県	市（指定市を除く。）町村	指定市の議会に	
指定市以外の市及び関係	指定市以外の市で国道の所在するもの	都道府県	市（指定市以外の市を除く。）町村	指定市以外の市の議会に	
第五十条第七項	第五十条第六項	第五十条第六項及び第七項、第五十三条第二項	第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項	第十九条第三項、第十九条の二三項、第二十条第四項、第三十一条第三項	第三項
関係都道府県	都道府県	他の都道府県	市町村	都道府県の議会に	
指定市及び関係都道府県	指定市	都道府県	市（指定市を除く。）町村	指定市の議会に	
指定市以外の市及び関係都	指定市以外の市で国道の所在するもの	都道府県	市（指定市以外の市を除く。）町村	指定市以外の市の議会に	

二	一	項		十四	十三	十二	
第十九条第二項	第十七条第六項及び第七項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項	読み替える規定		第九十六条第二項	第九十四条第五項	第五十三条第二項	
都道府県の	都道府県又は	読み替えられる字句	都道府県の知事	都道府県の	都道府県である	当該都道府県	県
町村の	町村又は	読み替える字句	指定市の長	指定市の長	指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村(第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。)である	当該指定市	県
			指定市以外の市の長	指定市以外の市の長	指定市以外の市、都道府県、指定市又は町村(第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。)である	当該指定市以外の市	係都道府県

2 法第十七条第三項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

二	一	項		十四	十三	十二	
第十九条第二項	第十七条第六項及び第七項、第二十五条第一項、第四十八条の十九第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項	読み替える規定		第九十六条第二項	第九十四条第五項	第五十三条第二項	
都道府県の	都道府県又は	読み替えられる字句	都道府県の知事	都道府県の知事	都道府県である	当該都道府県	道
町村の	町村又は	読み替える字句	指定市の長	指定市の長	指定市、都道府県、指定市以外の市又は町村(第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。)である	当該指定市	道府県
			指定市以外の市の長	指定市以外の市の長	指定市以外の市、都道府県、指定市又は町村(第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。)である	当該指定市以外の市	道府県

2 法第十七条第三項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項		七	六	五	四	三
第二條第二項第	読み替える規定	第九十六條第二	第九十四條第五	第五十三條第一	第二十六條第一 項、第七十六條 、第九十六條第 二項	第十九條第二項 、第十九條の二 第二項、第二十 條第三項、第二 十六條第一項、 第七十六條第一 項、第九十六條 第二項及び第三 項
道路管理者	読み替えられる 字句	都道府県の知事	都道府県である	都道府県又は	市町村	都道府県である
道路管理者又は	読み替える字句	町村の長	町村、都道府県 、指定市又は指 定市以外の市（ 第十七條第二項 の規定により管 理を行う市をい う。）である	都道府県又は町 村若しくは	市町村（町村を 除く。）	町村である

3 法第十七條第四項の場合における同條第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項		七	六	五	四	三
第二條第二項第	読み替える規定	第九十六條第二	第九十四條第五	第五十三條第一	第二十六條第一項、 第七十六條、第九 十六條第二項	第十九條第二項、第 十九條の二第二項、 第二十条第三項、第 二十六條第一項、第 七十六條第一項、第 九十六條第二項及び 第三項
道路管理者	読み替えられる 字句	都道府県の知事	都道府県である	都道府県又は	市町村	都道府県である
道路管理者又は	読み替える字句	町村の長	町村、都道府県、指 定市又は指定市以外 の市（第十七條第二 項の規定により管理 を行う市をいう。） である	都道府県又は町村若 しくは	市町村（町村を除く 。）	町村である

3 法第十七條第四項の場合における同條第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

三		二					一
第十八条第一項		第十三条第四項					二号、第七号及 び第九号
決定して	道路管理者」と いう	第十六条又は	関係都道府県	都道府県の	旧 修繕又は災害復 旧	第一項の規定に より都道府県が 維持、修繕、災 害復旧その他の 管理	
決定し、道路管	道路管理者」と いう。）又は指 定市以外の市町 村（以下「道路 管理者等」と総 称する	は 第十六条若しく	は 第十七条第二項 の規定により管 理を行う市をい う。）	町村の 指定市以外の市	修繕	第十七条第四項 の規定により指 定市以外の市町 村が国道の修繕	町村 指定市以外の市

三		二					一
第十八条第一項		第十三条第四項					二号、第七号及 び第九号
決定して	道路管理者」と いう	第十六条又は	関係都道府県	都道府県の	旧 修繕又は災害復 旧	第一項の規定に より都道府県が 維持、修繕、災 害復旧その他の 管理	
決定し、道路管	道路管理者」と いう。）又は指 定市以外の市町 村（以下「道路 管理者等」と総 称する	は 第十六条若しく	は 第十七条第二項 の規定により管 理を行う市をい う。）	町村の 指定市以外の市	修繕	第十七条第四項 の規定により指 定市以外の市町 村が国道の修繕	町村 指定市以外の市

<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二十八條の二第一項、第三十二條、第三十三條第一項、第二項第三号及び第三項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十二條第一項、第四十二</p>	
<p>道路管理者</p>	
	<p>理者は 道路管理者等</p>
<p>第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第二十八條の二第一項、第三十二條、第三十三條第一項、第二項第三号及び第三項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二第一項、第三十九條の三第一項、第三十九條の四、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項から第三項まで、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十二條第一項、第四十二</p>	
<p>道路管理者</p>	
	<p>理者は 道路管理者等</p>

十四条の二第一
項から第五項ま
で及び第八項、
第四十五条第一
項、第四十六条
第一項及び第二
項、第四十七条
の七第一項、第
四十七條の八第
一項、第四十八
條の二十三第一
項、第四十八條
の二十四第一項
、第四十八條の
二十五、第四十
八條の二十六第
一項、第四十八
條の二十七第一
項及び第二項、
第四十八條の二
十八第二項、第
四十八條の二十
九、第四十八條
の三十七第一項
、第四十八條の
四十六第一項及
び第三項、第四
十八條の四十七
、第四十八條の
四十八第一項か
ら第三項まで、
第四十八條の四
十九から第四十
八條の五十一ま
で、第五十六條
、第五十七條、

十四条の二第一
項から第五項ま
で及び第八項、
第四十五条第一
項、第四十六条
第一項及び第二
項、第四十七条
の七第一項、第
四十七條の八第
一項、第四十八
條の二十三第一
項、第四十八條
の二十四第一項
、第四十八條の
二十五、第四十
八條の二十六第
一項、第四十八
條の二十七第一
項及び第二項、
第四十八條の二
十八第二項、第
四十八條の二十
九、第四十八條
の三十七第一項
、第四十八條の
四十六第一項及
び第三項、第四
十八條の四十七
、第四十八條の
四十八第一項か
ら第三項まで、
第四十八條の四
十九から第四十
八條の五十一ま
で、第五十六條
、第五十七條、

			第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第七項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項、第七十三條第二項及び第三項、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項
駐車料金	道路の		
指定市以外の市	道路管理者にあつては道路の		
			第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十條第一項、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項から第七項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項、第七十三條第二項及び第三項、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項
駐車料金	道路の		
指定市以外の市	道路管理者にあつては道路の		

九	八			七	六			五
第四十八條の十 第四第一項	第四十七條の五 第一項			第三十九條第二 項、第三十九條 の二第五項	第三十三條第四 項、第三十九條 の二第七項、第 三十九條の五第 二項、第四十五 條の二第二項、 第四十七條の八 第二項、第四十 八條の二十三第 六項、第四十八 條の二十六第二 項、第四十八條 の三十八第一項 及び第三項			
道路管理者は、	、道路管理者 場合においては	道路管理者は、 第四十六條第一 項	道路管理者	道路管理者は、 道路管理者等は、 道路管理者等が	道路管理者は、 道路管理者等は、 道路管理者等が			
、道路管理者等は	、道路管理者等	道路管理者等は	第四十六條第一 項	当該占用料を徴 収する道路管理 者等	道路管理者は、 道路管理者等が			町村にあつては 道路の附属物で ある自転車駐車 場に自転車を駐 車させる者から 、駐車料金

九	八			七	六			五
第四十八條の十 第四第一項	第四十七條の五 第一項			第三十九條第二 項、第三十九條 の二第五項	第三十三條第四 項、第三十九條 の二第七項、第 三十九條の五第 二項、第四十五 條の二第二項、 第四十七條の八 第二項、第四十 八條の二十三第 六項、第四十八 條の二十六第二 項、第四十八條 の三十八第一項 及び第三項			
道路管理者は、	、道路管理者 場合においては	道路管理者は、 第四十六條第一 項	道路管理者	道路管理者は、 道路管理者等は、 道路管理者等が	道路管理者は、 道路管理者等は、 道路管理者等が			
、道路管理者等は	、道路管理者等	道路管理者等は	第四十六條第一 項	当該占用料を徴 収する道路管理 者等	道路管理者は、 道路管理者等が			町村にあつては 道路の附属物で ある自転車駐車 場に自転車を駐 車させる者から 、駐車料金

	十五	十四	十三	十二	十一	十
第五十条第七項	第五十条第六項 及び第七項、第 五十三条第二項	第五十条第六項 及び第七項、第 五十三条第二項	第五十条第一項	第四十九条	第四十八条の四 十五	第四十八条の二 十三第五項
国道の所在する	当該国道の所在 する都道府県	他の都道府県	当該都道府県	当該道路の道路 管理者	道路の管理に関 する	市町村長を 道路管理者は
指定市以外の市	指定市以外の市 町村で当該国道 の所在するもの	都道府県	当該指定市以外 の市町村	指定市以外の市 町村	指定市以外の市 町村	道路管理者等は 市町村長又は当 該歩行者利便増 進道路の存する 指定市以外の市 町村の長を

	十五	十四	十三	十二	十一	十
第五十条第七項	第五十条第六項 及び第七項、第 五十三条第二項	第五十条第六項 及び第七項、第 五十三条第二項	第五十条第一項	第四十九条	第四十八条の四 十五	第四十八条の二 十三第五項
国道の所在する	当該国道の所在 する都道府県	他の都道府県	当該都道府県	当該道路の道路 管理者	道路の管理に関 する	市町村長を 道路管理者は
指定市以外の市	指定市以外の市 町村で当該国道 の所在するもの	都道府県	当該指定市以外 の市町村	指定市以外の市 町村	指定市以外の市 町村	道路管理者等は 市町村長又は当 該歩行者利便増 進道路の存する 指定市以外の市 町村の長を

十九	十八	十七	十六	
<p>項 第六十四条第一</p>	<p>項 第六十一条第二</p>	<p>項 第五十三条第二</p>		
<p>は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市</p>	<p>道路管理者</p>	<p>都道府県に</p>	<p>都道府県が</p>	<p>都道府県 関係都道府県</p>
<p>並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該</p>	<p>停留料金並びに 停留料金、 当該負担金を徴収する道路管理者等</p>	<p>指定市以外の市町村に</p>	<p>指定市以外の市町村が</p>	<p>町村で国道の所在するもの 当該指定市以外の市町村及び関係都道府県</p>

十九	十八	十七	十六	
<p>項 第六十四条第一</p>	<p>項 第六十一条第二</p>	<p>項 第五十三条第二</p>		
<p>は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市</p>	<p>道路管理者</p>	<p>都道府県に</p>	<p>都道府県が</p>	<p>都道府県 関係都道府県</p>
<p>並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該</p>	<p>停留料金、 停留料金、 当該負担金を徴収する道路管理者等</p>	<p>指定市以外の市町村に</p>	<p>指定市以外の市町村が</p>	<p>町村で国道の所在するもの 当該指定市以外の市町村及び関係都道府県</p>

二十四	二十三	二十二	二十一	二十	
第七十五条第二項	第七十五条第一項第二号、第二項及び第五項、第七十六条第一項、第八十五条第三項	第七十五条第一項	第七十四条	第七十三条第一項	
都道府県道及び指定市の市道に 関し、都道府県 知事は指定市の 市道以外の市町 村道に關し、次 の各号に掲げる 場合においては 、それぞれ当該 道路の道路管理 者	道路管理者	当該指定区間外 の国道の道路管 理者	道路管理者は、 当該国道を新設 し、又は改築し ようとする場合 において	道路管理者	
、都道府県道に 關し、次の各号 に掲げる場合に おいては、指定 市以外の市町村	指定市以外の市 町村	指定市以外の市 町村	新設又は改築を しようとする指 定市以外の市町 村	負担金等を徴収 すべき道路管理 者等	指定市以外の市 町村

二十四	二十三	二十二	二十一	二十	
第七十五条第二項	第七十五条第一項第二号、第二項及び第五項、第七十六条第一項、第八十五条第三項	第七十五条第一項	第七十四条	第七十三条第一項	
都道府県道及び指定市の市道に 関し、都道府県 知事は指定市の 市道以外の市町 村道に關し、次 の各号に掲げる 場合においては 、それぞれ当該 道路の道路管理 者	道路管理者	当該指定区間外 の国道の道路管 理者	道路管理者は、 当該国道を新設 し、又は改築し ようとする場合 において	道路管理者	
、都道府県道に 關し、次の各号 に掲げる場合に おいては、指定 市以外の市町村	指定市以外の市 町村	指定市以外の市 町村	新設又は改築を しようとする指 定市以外の市町 村	負担金等を徴収 すべき道路管理 者等	指定市以外の市 町村

二十八		二十七	二十六	二十五
	第九十六条第二項	第七十六条第一項	第七十五条第五項	第七十五条第二項第二号
都道府県である道路管理者	又は当該市町村の長	又は市町村である道路管理者	国土交通大臣又は都道府県知事 要求若しくは勧告	要求（都道府県知事がするときは、勧告）
都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	国土交通大臣 要求	要求 第一号、第二号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、第三十九条第二項の規定により定められた条例に限る。）を国土交通大臣
二十八		二十七	二十六	二十五
	第九十六条第二項	第七十六条第一項	第七十五条第五項	第七十五条第二項第二号
都道府県である道路管理者	又は当該市町村の長	又は市町村である道路管理者	国土交通大臣又は都道府県知事 要求若しくは勧告	要求（都道府県知事がするときは、勧告）
都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	国土交通大臣 要求	要求 第一号、第二号及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあつては、第三十九条第二項の規定により定められた条例に限る。）を国土交通大臣

4 法第十七条第六項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項	一	二
読み替える規定	第二条第二項第二号、第五号及び第七号から第九号まで	第十八条第一項
読み替えられる字句	道路管理者	道路管理者
読み替える字句	道路管理者又は国土交通大臣	道路管理者等

4 法第十七条第六項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

項	一	二
読み替える規定	第二条第二項第二号、第五号及び第七号から第九号まで	第十八条第一項
読み替えられる字句	道路管理者	道路管理者
読み替える字句	道路管理者又は国土交通大臣	道路管理者等

、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第二項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五第一項、第二十五項及び

、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第二項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及び第五項、第四十七條の四、第四十七條の五第二項、第四十七條の七第一項、第四十七條の八第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十五第一項、第二十五項及び

び第四項から第
六項まで、第四
十八條の二十六
第一項、第四十
八條の二十七第
一項及び第二項
、第四十八條の
二十八第二項、
第四十八條の二
十九、第四十八
條の三十二、第
四十八條の三十
三、第四十八條
の三十七第一項
、第四十八條の
五十、第五十七
條、第六十六條
第一項、第六十
七條の二、第六
十八條、第六十
九條第一項、第
七十條第一項、
第三項及び第四
項、第七十一條
第一項から第五
項まで、第七十
二條第一項及び
第三項、第七十
二條の二第一項
及び第二項、第
九十二條第四項
、第九十三條、
第九十五條の二
、第九十六條第
五項前段

び第四項から第
六項まで、第四
十八條の二十六
第一項、第四十
八條の二十七第
一項及び第二項
、第四十八條の
二十八第二項、
第四十八條の二
十九、第四十八
條の三十二、第
四十八條の三十
三、第四十八條
の三十七第一項
、第四十八條の
五十、第五十七
條、第六十六條
第一項、第六十
七條の二、第六
十八條、第六十
九條第一項、第
七十條第一項、
第三項及び第四
項、第七十一條
第一項から第五
項まで、第七十
二條第一項及び
第三項、第七十
二條の二第一項
及び第二項、第
九十二條第四項
、第九十三條、
第九十五條の二
、第九十六條第
五項前段

八	七	六	五	四
第四十七條の二 第二項及び第三	第四十七條の二 第二項	第三十九條の二 第六項	第三十九條の二 第一項、第四十 八條の二十三第 五項	第三十三條第三 項及び第四項、 第三十九條の二 第七項、第二十 九條の五第二項 、第四十五條の 二第二項、第四 十七條の八第二 項、第四十八條 の二十三第六項 、第四十八條の 二十六第二項、 第四十八條の三 十八第一項及び 第三項
の道路管理者	道路管理者を異 にする二以上の 道路に係るもの であるとき(国 土交通省令で定 める場合を除く 。)は、同項	道路管理者(道路管理者は	道路管理者は、
の道路管理者又 は国土交通大臣	第十七條第六項 の規定により国 土交通大臣が改 築又は修繕に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	道路管理者等(道路管理者等は	道路管理者は、 道路管理者等が
八	七	六	五	四
第四十七條の二 第二項及び第三	第四十七條の二 第二項	第三十九條の二 第六項	第三十九條の二 第一項、第四十 八條の二十三第 五項	第三十三條第三 項及び第四項、 第三十九條の二 第七項、第二十 九條の五第二項 、第四十五條の 二第二項、第四 十七條の八第二 項、第四十八條 の二十三第六項 、第四十八條の 二十六第二項、 第四十八條の三 十八第一項及び 第三項
の道路管理者	道路管理者を異 にする二以上の 道路に係るもの であるとき(国 土交通省令で定 める場合を除く 。)は、同項	道路管理者(道路管理者は	道路管理者は、
の道路管理者又 は国土交通大臣	第十七條第六項 の規定により国 土交通大臣が改 築又は修繕に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	道路管理者等(道路管理者等は	道路管理者は、 道路管理者等が

一	項	読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句	5 法第十七条第七項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、前項（同項の表三の項（第七十条第一項、第三項及び第四項に係る部分に限る。）及び七の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。	十二	十一	十	九			項
						第五十四条の二 第一項	第四十八条の四 十五	第四十八条の十 四第一項	道路管理者は、 第四十六條第一 項	、道路管理者 場合においては	道路管理者等は、 第四十六條第一 項	、道路管理者等 道路管理者等は
		第十九条の二第 一項	共用管理施設関 係道路管理者」 という。）	共用管理施設関 係道路管理者」 という。）又は 国土交通大臣及		共用管理施設関 係道路管理者又 は国土交通大臣 及び他の道路の 道路管理者	特定道路管理者 又は国土交通大 臣	道路管理者は、 道路管理者等は 、道路管理者が	、道路管理者 、道路管理者等	、道路管理者等 道路管理者等は	、道路管理者等は、 第四十六條第一 項	

一	項	読み替える規定	読み替えられる 字句	読み替える字句	5 法第十七条第七項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、前項（同項の表三の項（第七十条第一項、第三項及び第四項に係る部分に限る。）及び七の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。	十二	十一	十	九			項
						第五十四条の二 第一項	第四十八条の四 十五	第四十八条の十 四第一項	道路管理者は、 第四十六條第一 項	、道路管理者 場合においては	道路管理者等は、 第四十六條第一 項	、道路管理者等 道路管理者等は
		第十九条の二第 一項	共用管理施設関 係道路管理者」 という。）	共用管理施設関 係道路管理者」 という。）又は 国土交通大臣及		共用管理施設関 係道路管理者又 は国土交通大臣 及び他の道路の 道路管理者	特定道路管理者 又は国土交通大 臣	道路管理者は、 道路管理者等は 、道路管理者が	、道路管理者 、道路管理者等	、道路管理者等 道路管理者等は	、道路管理者等は、 第四十六條第一 項	

	一	項	五	四	三	二	
第十八条第一項	第二条第二項第二号、第五号及び第七号から第九号まで、第二十条第一項	読み替える規定	第四十七条の第二項	第二十条第六項	第二十条第五項	第二十条第一項及び第二項	
第十六条又は	道路管理者	読み替えられる字句	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	道路管理者と	道路管理者	道路管理者	
は	道路管理者又は都道府県	読み替える字句	第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものは、前	道路管理者等と	道路管理者等	道路管理者又は国土交通大臣	び当該他の道路の道路管理者

6 | 法第十七条第八項の場合における同条第九項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

	五	四	三	二	
	第四十七条の第二項	第二十条第六項	第二十条第五項	第二十条第一項及び第二項	
	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	道路管理者と	道路管理者	道路管理者	
項	第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものは、前	道路管理者等と	道路管理者等	道路管理者又は国土交通大臣	び当該他の道路の道路管理者

七	六	五	四	三	二
第二十条第三項	第十九条の二第五項	第十九条の二第三項、第五十四条の二第三項	第十九条の二第一項、第二項及び第四項、第五十四条の二第一項及び第四項	第十九条の二第一項	
道路管理者と	共用管理施設関係道路管理者の共用管理施設関係道路管理者は	「とあるのは」共用管理施設関係道路管理者	共用管理施設関係道路管理者	道路管理者及び	決定して 道路管理者」という
道路管理者又は都	共用管理施設関係道路管理者等である道路管理者は	「とあるのは」共用管理施設関係道路管理者等と、「関係都道府県知事は」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者等である道路管理者は	共用管理施設関係道路管理者等	道路管理者又は都道府県及び	決定し、道路管理者は 道路管理者又は都道府県（以下「道路管理者等」と総称する

八	第二十條第三項及び第四項、第五十五條第三項	道路管理者又は	道路管理者若しくは都道府県又は
第二十條第五項、第二十一條、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第三十二條、第三十三條第一項及び第二項第三号、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條の三第一項、第三十九條の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九條の五第一項、第三十九條の六第一項及び第三項、第三十九條の七第二項及び第四項、第三十九條の九、第四十條第二項、第四十一條、第四十三條の二、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八	道路管理者	道路管理者等	道府県と

項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の第二項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七第七項、第四十七一条の八第一項、第四十八条の二、第十三第一項、第四十八条の二、第四第一項、第四十八條の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八條の二十四第一項、第四十八條の二十七第一項及び第二項、第四十八條の二十八第二項、第四十八條の二十九、第四十八條の三十二、第四十八條の三十三、第四十八條の三十七第一項、第四十八條の五十、第五十七條、第六十七條

十一	十	
<p>第三十三條第三項及び第四項、第三十九條の二第七項、第三十九條の五第二項、第四十五條の二第二項、第四十七條の八第二項、第四十八條の二十三第六項、第四十八條の二十六第二項、第四十八條の三十八第一項及び第三項</p>	<p>第二十條第六項</p>	<p>條第一項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第七十一條第一項から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十二條の二第一項及び第二項、第八十七條第一項、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二、第九十六條第五項前段</p>
	<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者と</p>
	<p>道路管理者は、道路管理者等が</p>	<p>道路管理者等と</p>

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二
第四十八條の十 四第一項	第四十七條の五 第一項	第四十七條の二第 三項	第四十七條の二 第二項及び第三 項	第四十七條の二 第二項	第三十九條の二 第六項	第三十九條の二 第一項、第四十 八條の二十三第 五項
道路管理者は、 、道路管理者	道路管理者は、 第四十六條第一 項 場合においては 、道路管理者	国	の道路管理者	道路管理者を異 にする二以上の 道路に係るもの であるとき(国 土交通省令で定 める場合を除く 。)は、同項	道路管理者(道路管理者は
道路管理者等は 、道路管理者が	道路管理者等は 、道路管理者等	国)又は都道府県	の道路管理者又 は都道府県	第十七條第八項 の規定により都 道府県が維持又 は災害復旧に関 する工事を行う 道路及び当該道 路以外の道路に 係るものである ときは、前項	道路管理者等(道路管理者等は

二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九
第七十五条第二項 第二号	第七十五条第二項	第七十五条第一項 第二号、第二項第 二号、第四項及び 第五項、第七十六 条第一項	第七十五条第一項	第五十五条第一項 及び第四項	第四十八条の四 十五
要求（都道府県 知事がするとき は、勧告）	国土交通大臣若 しくは都道府県 知事	道路管理者 都道府県道及び 指定市の市道に 関し、都道府県 知事は指定市の 市道以外の市町 村道に関し、次 の各号に掲げる 場合においては 、それぞれ当該 道路の道路管理 者	当該指定区間外 の国道の道路管 理者	道路管理者	特定道路管理者
要求	国土交通大臣	、都道府県道に関 し、次の各号に掲 げる場合において は、都道府県	都道府県	道路管理者若しく は都道府県	特定道路管理者 又は都道府県

二十五	第七十五条第三項	当該道路の道路 管理者	都道府県
二十六	第七十五条第五項	国土交通大臣又 は都道府県知事 要求若しくは勸 告	国土交通大臣 要求
二十七	第七十六条第一項	次に掲げる事項 を都道府県であ る場合にあつて は、国土交通大臣 に、市町村であ る場合にあつて は都道府県知事	第一号から第三 号までに掲げる 事項を国土交通 大臣
二十八	第九十六条第二項	都道府県又は 都道府県である 道路管理者	都道府県である 道路管理者若し しくは都道府県又 は都道府県 都道府県である 道路管理者又は 都道府県

7・8 (略)

(国土交通大臣の行う工事等の告示)

第二条 国土交通大臣は、次に掲げる工事等（工事又は維持をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事等の区間、工事の種類及び工事等の開始の日を告示しなければならない。

一〇六 (略)

2 国土交通大臣は、前項各号に掲げる工事等の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、同項の規定に準じてその旨を告示しなければならない。

6・7 (略)

(国土交通大臣の行う工事等の告示)

第二条 国土交通大臣は、次に掲げる工事等（工事又は維持をいう。以下同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事等の区間、工事の種類及び工事等の開始の日を告示しなければならない。

一〇六 (略)

2 国土交通大臣は、前項の工事等の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、同項の規定に準じてその旨を告示しなければならない。

(都道府県の行う維持等の公示)

第二条の二 都道府県は、法第十七条第八項の規定による指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持等（維持又は災害復旧に関する工事をいう。以下この条並びに第四条の五第一項及び第三項において同じ。）を行おうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、維持等の区間及び維持等の開始の日を公示しなければならない。

2 都道府県は、前項に規定する維持等の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ、同項の規定に準じてその旨を公示しなければならない。

(道路管理者の権限の代行)

第四条 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わって行う権限（第三項において「指定市以外の市町村が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〜二十九 (略)

2 指定市以外の市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3 指定市以外の市町村が代行する権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示された国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

(新設)

(道路管理者の権限の代行)

第四条 (略)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一〜二十九 (略)

(新設)

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第五項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第四条の三 法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、第四条第一項第一号及び第三号から第四十七号までに掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

2| 国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を告示しなければならない。

3| 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により告示された工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。）は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一、四（略）

2| 国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を告示しなければならない。

3| 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定により告示された維持又は工事の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持又は工事の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の五 法第十七条第八項の規定により都道府県が維持等を行う場合において、法第二十七条第四項の規定により都道府県が道路管理者に代わつて行う権限（第三項において「都道府県が代行

第四条の三 法第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、第四条第一項第一号及び第三号から第四十七号までに掲げるものうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

（新設）

2| 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の四 法第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、法第二十七条第三項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一、四（略）

（新設）

2| 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事等の開始の日から同条第二項の規定により告示する工事等の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限は、工事等の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

（新設）

する権限」という。)は、前条第一項各号に掲げるものうち、都道府県が道路管理者と協議して定めるものとする。

2 都道府県は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3 都道府県が代行する権限は、第二条の二第一項の規定により公示された維持等の開始の日から同条第二項の規定により公示された当該維持等の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第五項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〜六 (略)

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限(第三項において「国土交通大臣が代行する権限」という。)は、次に掲げるものうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〜三 (略)

2 国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3 国土交通大臣が代行する権限は、第二条第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定により告示された維持の開始の日から同条第二項の規定により告示された当該維持の完了又は廃止の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限については、当該完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限(第三項において「指定市

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第四項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一〜六 (略)

第五条の二 法第四十八条の十九第二項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものうち、国土交通大臣が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、国土交通大臣は、成立した協議の内容を告示しなければならない。

一〜三 (略)

(新設)

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する維持の開始の日から同条第二項の規定により告示する維持の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号に掲げる権限は、維持の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものうち

以外の市町村が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

一五 (略)

2 | 指定市以外の市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3 | 指定市以外の市町村が代行する権限は、法第四十八条の二十二第二項の規定に基づき公示された歩行者利便増進改築等の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該歩行者利便増進改築等の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 (略)

2 | (略)

3 | 都道府県は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第一項第一号に定める協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

4・5 | (略)

6 | 都道府県は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四項各号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

7 | 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第五項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第四項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

8 | 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四項第二号、第三号及び第七号に掲げる権限
二・三 (略)

9 | 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定によ

、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。
この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一五 (略)

(新設)

2 | 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第四十八条の二十二第二項の規定に基づき公示される同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限は、当該歩行者利便増進改築等の完了の日後においても行うことができる。

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における意見の聴取等)

第六条 (略)

2 | (略)

(新設)

3・4 | (略)

(新設)

5 | 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者は、法第二十七条第四項の規定により道路管理者に代わつて第四条の二第一項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第三項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

6 | 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第三項第二号、第三号及び第七号に掲げる権限
二・三 (略)

7 | 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定によ

り道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号及び第二十一号、第四条の二第二項第三号、第六号、第十一号（法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十二号（法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第四項第二号から第九号まで及び第五項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

10|
(略)

(事務の区分)

第四十条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一・二 (略)

三 都道府県が法第十七条第八項の規定による維持又は災害復旧に関する工事を行う者として国道に關し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）

り道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号及び第二十一号、第四条の二第二項第三号、第六号、第十一号（法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十二号（法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号並びにこの条第三項第二号から第九号まで及び第四項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

8|
(略)

(事務の区分)

第四十条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一・二 (略)

(新設)

改正案				現行			
<p>（道路法の規定の適用についての技術的読替え） 第十二条 法第二十五条第一項の規定により道路法の規定を適用する 場合における同条第二項の規定による同法の規定の技術的読替えは、 次の表のとおりとする。</p>							
（略）	第二十四条	（略）	読み替える道路法の規定	（略）	第二十四条	（略）	読み替える道路法の規定
（略）	第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二條の二まで、第四十八條の十九第一項又は第四十八條の二十二第一項	（略）	読み替えられる字句	（略）	第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項、第六項若しくは第七項、第十九条から第二十二條の二まで又は第十九第一項	（略）	読み替えられる字句
（略）	第二十一条から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七条の二若しくは第八条	（略）	読み替える字句	（略）	第二十一条から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七条の二若しくは第八条	（略）	読み替える字句
（略）	第二十四条	（略）	読み替える道路法の規定	（略）	第二十四条	（略）	読み替える道路法の規定
（略）	第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項、第六項若しくは第七項、第十九条から第二十二條の二まで又は第四十八條の十九第一項	（略）	読み替えられる字句	（略）	第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項、第六項若しくは第七項、第十九条から第二十二條の二まで又は第十九第一項	（略）	読み替えられる字句
（略）	第二十一条から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七条の二若しくは第八条	（略）	読み替える字句	（略）	第二十一条から第二十二條の二まで又は高速自動車国道法第七条の二若しくは第八条	（略）	読み替える字句

改正案		現行									
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1027 217 1102 371">政令 (略)</td> <td data-bbox="1027 371 1102 1088">道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 217 1182 371">事務</td> <td data-bbox="1102 371 1182 1088">この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） 二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）</td> </tr> </table>	政令 (略)	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	事務	この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） 二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1027 1167 1102 1317">政令 (略)</td> <td data-bbox="1027 1317 1102 2020">道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1167 1182 1317">事務</td> <td data-bbox="1102 1317 1182 2020">この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） 二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） （新設）</td> </tr> </table>	政令 (略)	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）	事務	この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） 二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） （新設）
政令 (略)	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）										
事務	この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） 二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。）										
政令 (略)	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）										
事務	この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県の同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第八項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定並びに第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） 二 指定市以外の市町村が法第十七条第四項の規定による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十五条の四の規定により処理することとされているものを除く。） （新設）										

(略)

(略)

(略)

(略)

○道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令第四条第一項（第一号、第三十九号、第四十二号及び第四十三号に係る部分を除く。）及び第二項並びに第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項（第一号（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>	<p>（国土交通大臣の権限） 第四条 道路法施行令第四条第一項（第一号、第三十九号、第四十二号及び第四十三号に係る部分を除く。）及び第二項並びに第六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定は、国土交通大臣が法第二条第一項の規定により指定区間外の一般国道の修繕をする場合について準用する。この場合において、同令第四条第二項中「第二条第一項」とあるのは「道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第三条」と、「同条第二項」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 国土交通大臣は、法第六十六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第四項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>6（略）</p>	<p>（県道又は市町村道に係る直轄工事） 第三十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 国土交通大臣は、法第六十六条第三項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第六条第三項各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該道路管理者に通知しなければならない。</p> <p>6（略）</p>